

事業者情報		
項目		回答欄
事業者情報	事業者名	JR西日本宮島フェリー株式会社
	事業者HPのURL	https://jr-miyajimaferry.co.jp/
	代表者役職	代表取締役社長
	代表者氏名	酒井 稔
	許可年度	2009
	届出／登録年度（届出から登録に移行した事業者は届出年度を記載）	
	事業種別	一般旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）
		人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）
		旅客不定期航路事業
	営業所数	1
	営業所の都道府県市町村名	広島県廿日市市
	過去 5 年間の事業の用に供する船舶の事故件数	2

船舶情報				
項目				回答欄
船舶情報	船舶数			3
	船舶ごとの情報_01	船名		みせん丸
		総トン数		210
		旅客定員		803
		救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣	463
			子供用の救命胴衣	46
			救命いかだ	
			救命浮器	814
		搭載している無線設備	携帯電話	有
			衛星電話	無
			業務用無線設備	無
		最新の船舶検査証書の交付年月日		2025/1/22
	船舶ごとの情報_02	船名		みやじ丸
		総トン数		254
		旅客定員		803
		救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣	503
			子供用の救命胴衣	50
			救命いかだ	
			救命浮器	814
		搭載している無線設備	携帯電話	有
			衛星電話	無
			業務用無線設備	無
		最新の船舶検査証書の交付年月日		2024/12/24
	船舶ごとの情報_03	船名		ななうら丸
		総トン数		268
		旅客定員		803
		救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣	475
			子供用の救命胴衣	63
			救命いかだ	
			救命浮器	814
		搭載している無線設備	携帯電話	有
			衛星電話	無
			業務用無線設備	無
		最新の船舶検査証書の交付年月日		2024/7/1

2025 年度 安全基本方針

- 1 法令、規則等を遵守し、安全最優先の判断と行動を日々実践する。
- 2 リスクアセスメントの活性化に向け「分析・解析対策の手引き」の活用をすすめます。
- 3 四半期訓練や異常時総合対応訓練を通じて異常時対応能力を向上します。
- 4 船長、機関長、地上職があらゆる場面で「確認ですが⇔確認ありがとう」を実践する。
- 5 確実な検査、点検等により、事故再発防止の取組みを推進する。

安全統括管理者及び運航管理者の役職について

1.安全統括管理者

役職 取締役保安部長 令和元年 6 月 24 日 選任

2.運航管理者

役職 運航部長 令和 6 年 8 月 1 日 選任

安全管理規程

(J R 西日本宮島フェリー株式会社)

平成 21 年 4 月 1 日 J W 宮 第 31 号

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	社長の責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括責任者及び運航管理者の選解任並びに代行の指定
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、安全に関する基本的な方針等に基づき、安全最優先の意識の徹底を図るとともに、社員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務(付帯する業務を含む。以下同じ。)を適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする

番号	用 語	意 義
(1)	安全統括管理者	社長が選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(2)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する総括責任者
(3)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(4)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(5)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(6)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(7)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(8)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(9)	配乗計画	乗務員の編成、勤務割り等に関する計画
(10)	発 航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
(11)	基準航行	基準航路を基準速力により航行すること
(12)	港 内	港則法により定める港の区域内（港則法に定めない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。
(13)	入 港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ運航すること。
(14)	運 航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと

番号	用 語	意 義
(15)	気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離）。
(16)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(17)	船 舶 上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む
(18)	陸 上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(19)	危 険 物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(20)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客又は車両の乗降等の用に供する施設
(21)	車 両	道路運送車両法第 2 条第 1 項に規定する「道路運送車両」
(22)	自 動 車	道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、2 輪のもの以外のもの
(23)	救 援 艇	船舶の運航中に発生した諸事象に際し、待機中の船員及び陸上職員の応援、派遣その他必要な救助等を行う小型船舶

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両等の積み卸し、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程の他、作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の報告等の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理等基準に定めるところによる。
- 5 救援艇の使用、取扱など必要な事項については、この規程及び救援艇運用標準の定めるところによる。
- 6 地震が発生した場合又は津波警報が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策実施するものとする。

第 2 章 社長の責務

（社長の責務等）

第 4 条 社長は、輸送の安全の確保に関する業務全般を総理する。

- 2 社長は、第 7 条により輸送の安全の確保に関する業務を統括する責務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- 3 社長は、第 7 条により輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する責務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を踏まえ、船舶の安全を確保するための体制の整備など必要

な改善に向けての取り組みを行わせる。

(安全に関する基本的な方針等)

第5条 社長は、安全第一の体制の整備に努めるとともに、船舶及び社員等を総合活用して船舶の輸送の安全を確保するための管理の方針など、安全に関する基本的な方針を定める。

2 業務を執行する取締役、社員等の安全に係る行動指針は、「安全憲章」(平成21年4月1日 JW 宮 第8号)に定めるとおりとし、その実践に努める。

3 社長は、第1項の方針に基づき、船舶の安全に係る施設整備、設備投資及び社員等の計画を策定させるとともに、これを適宜見直しさせる。

第3章 安全管理の組織

(組織)

第6条 この規程に定める船舶事業における輸送の安全の確保に関する体制は、他の規程の定めに関わらず次のとおりとし、安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

安全統括管理者	1名
運航管理者	1名
運航管理補助者	若干名

2 宮島営業所においても運航管理補助者を若干名置く。

3 管理する区域は、一般旅客定期航路事業の宮島口～宮島航路の全域及び不定期航路事業の全域とする。

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指定

(安全統括管理者の選任)

第7条 社長は、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第8条 社長は、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第9条 社長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣による解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他やむを得ない理由により職務を続行することが困難となったとき。

(3) 安全管理規程に違反する等により、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第10条 社長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 運航管理補助者の解任については、前条第2号及び第3号を準用し、かつ安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて社長が行う。

(運航管理者代行の指名)

第11条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前号の場合において、運航管理者は、二人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第12条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制でなければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、社長または総務営業部長が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第13条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、運航管理補助者と常時連絡できる体制にしなければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理補助者にその職務を引き継いでおくものとする。

ただし、引き継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第11条第2項の順位に従い運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第14条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船舶の輸送の安全性の確保に関する業務について統括的に管理すること。

(2) 船舶の安全の確保に関する業務の実施状況について、適宜確認を行い、必要な措置を講じるとともに、船舶事業運営上の重要な決定に参画し、社長に対し、船舶の輸送の安全の確保に関し、その職務を行ううえで、必要な意見を述べること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を関係する社員等へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第15条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

(2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。

(3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令で定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第16条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するとともに、その指揮を受けて次の事項を分担

する。

- (1) 気象・海象に関する情報、港内事情その他の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
 - (2) 旅客数及び車両数並びに列車の運行状況及び船舶の運航状況の把握
 - (3) 運航基準図の作成又は改訂のための資料の収集
 - (4) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
 - (5) 陸上における旅客の乗下船、車両等の積み込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
 - (6) 陸上施設の点検整備
 - (7) 旅客等が遵守すべき事項等の周知
- 2 運航管理補助者は、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 11 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第 17 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係わる事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく安全管理規程の変更を発議しなければならない。
- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 社長は、第 1 項の発議があったときは、関係部（課）の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第 18 条 運航計画及び配船計画を作成又は改定する場合は、安全推進課長が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、社長が決定する。
- 2 社長は、前項の計画を決定した場合は運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設との適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第 19 条 配乗計画の策定又は改定する場合は、海務課長が原案を作成し、運航管理者の安全上の

同意を得て、社長が決定する。

- 2 社長は、前項の計画を決定した場合は運航管理者に通報するものとする。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象、海象、地形、障害物、交通事情等に精通した乗組員が乗り組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認められる事項。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第20条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、安全推進課長が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て社長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合は、安全推進課長が同様の措置を講じたのち、社長が決定する。

- 2 社長は、前項により臨時の変更を決定した場合は、運航管理者に通報するものとする。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、岸壁変更等の運航計画又は配船計画の臨時の変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第21条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係わる判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第26条の各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする、
- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、すみやかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第22条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより、運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し、若しくは指示してはならない。

(安全統括管理者の指示)

第 23 条 安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 24 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

第 25 条 運航管理者及び船長は運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 26 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) (5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 27 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査を終了したとき
 - (2) 事故処理等基準に定める事故等が発生したとき
 - (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、不定期航路を運航する場合においては、前項のほか次の事項を必ず運航管理者に連絡しなければならない。
- (1) 運航基準図に定められた地点に達したとき
 - (2) 入港したとき
- 3 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報

- (2) 障害物（浮流物）等の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) 航行中の水路の状況

（運航基準図）

第 28 条 運航管理者は、運航基準図を作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分に協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

（情報の連絡方法）

第 29 条 運航管理者と船長との連絡方法は次による。

- (1) 原則として無線電話による
- (2) 緊急を要する場合は棧橋経由電話或いは他の方法による

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

（作業体制）

第 30 条 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については、作業基準に定めるところによる。

（危険物等の取り扱い）

第 31 条 危険物等その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）

第 32 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

（車両区域の立ち入り制限）Ⅱ（車両区域の立入制限）

第 33 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間（以下「航行中」という。以下同じ。）、次に掲げる自動

車の運転者、同乗者又は監視人（以下、「運転者等」という。）以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
- (2) 家畜等積載車（家畜、魚その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）
- (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）
- (4) 救急車、警察車両その他の自動車であって、船長が、運転者等及びその他の旅客の安全、健康状態等を勘案して運転者等が車内にとどまる必要があると認めたもの（船長が、やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。）

- 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等人を除く）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立ち会わせるものとする。

（バスフロート船）

- 3. 前各項の規定に係わらず、船長は、平水区域を超えず、危険物積載車が同一の甲板に積載されていない等々安全が確保されると判断される場合には、作業基準の定めるところにより、閉囲されていない場所に積付けられた自動車（出入口が 2 つ以上あるものにかぎる。）が、航行中も車内にとどまることを

認めることができる。この場合において、車内にとどまることが認められる運転者等の数は、車両区域と同一の甲板上に、それら運転者等が容易かつ迅速に取り出せるよう積み付けられた救命胴衣の数【みせん丸:大人用 12 個、子供 5 個 ななうら丸:大人用 12 個、子供用 5 個 みやじま丸:大人用 90 個、子供用 9 個】を超えてはならない。

(船内巡視)

第 34 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める箇所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させ、それを記録させなければならない。

2 船内巡視中の乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講じるとともに、すみやかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 35 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底をはからなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 36 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 船員は、酒気を帯びて勤務し、又は勤務中飲酒をしてはならない。また吸気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.10mg 以上のものは船舶に乗務してはならない。

3 船長は、乗組員で酒気を帯びて勤務し、又は勤務中飲酒をした者を船舶に乗務等させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 37 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 38 条 船長は、次の設備、装置等について点検記録簿を作成し、それにしたがって発航前検査を実施するものとする。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵装置
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備

- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告するものとする。

(1) 異常のある箇所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置

(2) 乗組員のみでは修復整備できない箇所、その状況及び運航への影響

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、乗組員の措置に対する検討又は修復整備をもとめるものとする。

（陸上設備の点検整備）

第 39 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日一回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）
- (2) 乗降用施設（栈橋、陸上との連絡橋等）
- (3) 転落防止施設（遮断機、安全索等）
- (4) 駐車場施設
- (5) 船客待合室（消化設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したときは、関係部（課）長にその修復整備を求めるものとする。

なお、当該施設が運航管理者以外の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第 40 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で望むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 関係陸上勤務者は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること

（船長のとるべき措置）

第 41 条 船長は、自船に事故が発生したときは、事故処理等基準に従い、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大の防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理等基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとりべき措置）

第 42 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理等基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者及び海上保安官署等へ速報しなければならない。

2 前項の措置は、次条に定める場合を除き船舶事故処理等基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

（安全統括管理者等のとりべき措置）

第 43 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理等基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、社長へ速報しなければならない。

2 安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析のうえ、適宜、社長と協議し、社長及び安全統括管理者は、これに基づいて、必要な対応措置を講じるものとする。

（非常対策本部）

第 44 条 社長は、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいと認めるときは、船舶事故処理等基準に定めるところにより非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

（通信の優先処理）

第 45 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第 46 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、事故処理等基準の定めにより、速やかに海上保安官署及び関係運輸局にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故調査委員会）

第 47 条 社長は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、事故処理等基準の定めるところにより事故調査委員会を設置するものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第 48 条 安全統括管理者及び運航管理者は、船舶運航関係業務に従事する者、安全管理に従事する者、内部監査に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準の基準を含む。）船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第 49 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、運航管理者に報告するものとする。

（訓練）

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年一回以上これを

実施しなければならない。訓練は、前条の操練に併せて実施することができる。

- 2 安全統括管理者及び運航管理者は訓練の前後には打合せを行い、船舶の輸送の安全の確保に必要と認められる場合は、社長へ意見具申する。

(記録)

- 第 51 条 運航管理者は、前 3 条の教育又は訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第 52 条 内部監査を行う者は、社長の支援を得て、年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、船舶の輸送の安全に係る監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には、速やかに実施する。

- 2 安全統括管理者及び運航管理者は、内部監査結果を踏まえ見直しが必要な事項について、それぞれの職務に関し改善が必要な事項について措置を講じるものとする。
- 3 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 4 業務の監査は、陸上側の輸送に係る業務の実施及び管理の状況等を含めて、安全統括管理者及び運航管理者等が行うこととする。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程の備え付け)

- 第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航、作業及び事故処理等の基準を含む。）及び運航基準図を本社、船舶及び営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。

- 2 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じて適切に管理する。

(情報伝達)

- 第 54 条 安全統括管理者は、船舶の輸送の安全の確保に関する情報を社員等へ周知するものとするとともに、安全にかかる意見等の把握に努める。

- 2 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、船舶の輸送の安全にかかる情報を適宜、外部に公表する。

付 則 この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 9 月 22 日改正 J W 宮 第 166 号

2018 年 3 月 22 日改正 J W 宮 第 401 号

2018 年 5 月 29 日改正 J W 宮 第 70 号

2020 年 4 月 1 日改正 J W 宮 第 370 号